

実習委託契約書

地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が乙の委託を受けて甲の施設において乙の学生（以下「実習生」という。）の病院実習（以下「実習」という。）を実施するにあたり、次の契約を締結する。

（実習の委託等）

第1条 乙は、甲に対し、次のとおり実習の実施を委託する。

- （1） 委託内容 病院における実習の実施
- （2） 実習施設 地方独立行政法人下関市立市民病院
- （3） 委託期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

（委託費）

第2条 乙は、甲に対し、実習の実施に関する費用（以下「委託費」という。）として実習生1人につき、_____円を負担するものとする。

2 乙は、甲に対し、実習終了後、甲の請求により指定する方法に従って委託費を支払うものとする。

（委託内容の変更、中止等）

第3条 甲乙双方は、必要がある場合には、相互に協議の上、委託内容を変更し、又は実習の遂行を一時中止することができる。この場合において、実習期間又は委託費を変更する必要があるときは、相互に協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、実習生が次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、乙との協議の上、当該実習生の実習を中止させることができる。

- （1） 甲の定める諸規程、心得等に違反した場合
- （2） 甲の施設内の秩序或いは規律を乱す事由があると認めた場合
- （3） 個人情報の保護に関して問題があった場合
- （4） 甲の法人機密情報の保護に関して問題があった場合
- （5） 実習生の実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ないと判断した場合

（実習生の疾病等）

第4条 乙は、甲に対し、実習開始前に実習生の健康状態を記載した書類を提出する。

2 甲は、実習生に実習開始前の疾病等の問題がある場合には、乙と協議の上、実習生としての受入れを拒むことができる。

3 甲は、本契約書に定める実習期間中に実習生の疾病等の問題が生じた場合には、乙と協議の上、当該実習生の実習を中断し、又は中止することができる。

(指導責任)

第5条 乙は、甲に対し、実習生が実習を行うにあたり、甲の定める諸規程・心得等を遵守し、実習指導者の指示に従うよう実習生を指導する責任を負う。

(個人情報の保護)

第6条 甲乙双方は、実習の実施にあたって、甲の保有する個人情報並びに実習生の個人情報の漏えいなどが生じないように、個人情報の適切な管理について万全を期すものとする。

2 乙は、実習生に対し、個人情報の保護義務を履行するために、個人情報の取扱いについて説明文書をもって周知徹底し、乙と実習生の間で個人情報の保護に関する誓約書を取り交わすものとする。

3 乙は、甲に対し、前項の説明文書及び誓約書を開示するものとする。

4 乙は、実習生に対し、実習終了後も個人情報の保護義務を遵守するよう指導監督する責任を負う。

5 甲は、実習終了後も実習生の個人情報の適正な管理を行う。

(個人情報の保護状況の報告及び調査)

第7条 甲は、乙に対し、実習中及び実習終了後の個人情報の保護状況について、書面による報告を求められることができるものとし、乙は速やかにこれに応じるものとする。

2 甲は、乙に対し、実習中及び実習終了後の個人情報の保護状況について、確認のための調査を行うことができるものとし、乙は正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

(法人機密情報の保護)

第8条 本契約における「甲の法人機密情報」とは、次の情報をいう。

(1) 甲の経営及び事業運営に関する情報で公知でないもの

(2) その他、第三者に提供されることによって甲の権利利益が損なわれるおそれのあるもの

2 乙は、実習の実施にあたって、甲の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、法人機密情報の適正な管理について万全を期すものとする。

(実習生の疾病及び障害)

第9条 実習生の実習期間中における疾病及び障害並びに実習後に生じた実習を原因とす

る疾病及び障害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

(危険負担)

第10条 実習生の故意又は過失により、甲に事故、器物損壊、機密情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、乙は、甲に対して、実習生と連帯してその賠償の責めを負うものとする。

(第三者損害賠償)

第11条 実習生の故意又は過失により、甲以外の第三者に心身的又は物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたりるとともに、実習生と甲乙連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

2 前項の賠償負担の割合及び求償については、甲乙協議の上決定する。

(その他の事項)

第12条 この契約に定めない事項及び契約条項に疑義が生じた場合又は変更については、甲及び乙で協議の上解決する。

本契約の締結を証するために、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 下関市向洋町一丁目13番1号
地方独立行政法人下関市立市民病院
理事長

乙